

迷惑メール情報共有アソシエーション事務局 御中

迷惑メール情報共有アソシエーション参加申込書

申込年月日 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

添付資料

①会社概要

②迷惑メール対策に関連した事業を行っていることを識別可能な情報

③共有情報受け取り後の概略処理又は処理フロー

④メール内のURLサイトへの接続を行う場合、メール受信者を識別可能な情報が含まれたURLで接続しないための対策

⑤個人情報保護に関する具体的な取り組み状況

迷惑メール情報共有アソシエーションに参加したいので、裏面の参加条件に同意のうえ、以下により申し込みます。

1. 連絡先

①所属・役職：

②氏名：

③連絡用メールアドレス：

④公開用HPのURL：

2. 「取り扱い注意対象情報」利用状況

①メール内のURLサイトへの接続：有り・無し

②処理内容の確認等の目的での「取り扱い注意対象情報」の保存：有り・無し

「有り」の場合の概略保存期間： 日・ヶ月

3. 添付資料

①会社概要

②迷惑メール対策に関連した事業を行っていることを識別可能な情報

③共有情報受け取り後の概略処理又は処理フロー

(提供情報のどの部分を申し込み事業者の固有処理に使うかその概略が分かるもの。

具体的な迷惑メール判定等のロジックは不要。

「取り扱い注意対象情報」を保存する場合は、その削除までを含めること。)

④メール内のURLサイトへの接続を行う場合、メール受信者を識別可能な情報が含まれたURLで接続しないための対策(有・無)

(2. ①が「有り」の場合は添付すること)

⑤個人情報保護に関する具体的な取り組み状況(有・無)

## 迷惑メール情報共有アソシエーション参加に関する条件

### 1. 参加可否の決定について

迷惑メール情報共有アソシエーション（以下、「本アソシエーション」といいます。）への参加を認めるか否かの判断は、一般財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター内に設置した迷惑メール情報共有アソシエーション事務局（以下、「事務局」といいます。）が、参加を希望する事業者が同事務局において定める条件に合致しているか等を総合的に勘案して行うこととします。

### 2. 本アソシエーション利用にあたっての条件

- ①本アソシエーションにおいて当協会が参加事業者提供する情報（以下、「本情報」といいます。）を迷惑メール対策を講じる目的においてのみ利用することとし、その他の目的で利用することは出来ません。但し、事務局が承諾した場合及び、URLコンテンツカテゴリビジネスを行っている参加事業者が、カテゴリ化した内容をURLフィルタリング等の迷惑メール対策以外にも流用する場合は、この限りではありません。
- ②本情報を第三者に提供・漏洩することは出来ません。
- ③参加事業者は、迷惑メールに関わる事業につき、変更があった場合には速やかに事務局に連絡を行うものとします。この場合、事務局は参加事業者の参加資格を取り消すことがあります。
- ④本アソシエーション参加事業者名は公開します。
- ⑤以下に規定する取り扱い注意対象情報（以下、「取り扱い注意対象情報」といいます。）については、迷惑メール対策を含め、いかなる目的においても利用することはできません。
  - ・ 情報提供者のメールアドレス情報
  - ・ メール内のURLをクリックすることでサイト側に伝達されるメール受信者を識別可能な情報
- ⑥取り扱い注意対象情報は、本情報を元に迷惑メール対策に必要な処理を行った後、速やかに消去するものとします。但し、処理内容の確認等の目的であらかじめ定める期間に限り取り扱い注意対象情報を保存する場合にはこの限りではありません。
- ⑦参加事業者は、本情報及び取り扱い注意対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。
- ⑧参加事業者が、本情報又は取り扱い注意対象情報を第三者に提供し又は漏洩させたときは、当該参加事業者は速やかに事務局に報告したうえ、事務局と協議のうえ、自らの費用と責任において解決しなければなりません。
- ⑨事務局への届け出事項に変更があった場合は、速やかに、事務局に連絡しなければなりません。

- ⑩本アソシエーションの維持、改善などのために、事務局は毎年9月末に、利用状況などの問合せを行うので、参加事業者は自らの事業運営に支障がない範囲で、回答する必要があります。

### 3. 脱退

以下に規定する場合には、参加事業者は本アソシエーションから脱退するものとします。

- ①参加事業者から本アソシエーション脱退の申し出があった場合
- ②2に定める条件に違反したと事務局が判断した場合
- ③事務局から参加事業者の連絡先への問合せに対して応答がない場合
- ④その他参加事業者が本アソシエーションに参加することが望ましくないと事務局が判断した場合

### 4. 免責等

- ①本アソシエーションにおいては、情報提供者から送付される電子メールをそのまま参加事業者提供することとしており、本情報には違法メールや迷惑メール以外のメールが含まれていることを参加事業者はあらかじめ了承するものとします。
- ②本情報によって参加事業者が損害が生じた場合等、本アソシエーションによって参加事業者が被害を被った場合でも、参加事業者は当協会に対して損害賠償を請求することは出来ません。

### 5. 参加期限

参加事業者の参加資格は、参加が認められた日から、その日から最初に到来する9月30日まで有効です。参加事業者から事務局に対し書面による脱退の申し出がない場合は、参加期限を1年延長し、爾後も同様とします。

### 6. 管轄裁判所

当協会と参加事業者との間で紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。